

和歌山県困難な問題を抱える 女性支援基本計画

事務局 和歌山県 共生社会推進部
こども家庭局 多様な生き方支援課

基本計画の構成

第1章 計画に関する基本事項

1. 基本的な考え方
 - (1) 策定の趣旨
 - (2) 計画の位置づけ
 - (3) 計画の期間・見直し
2. 計画の対象

第2章 本県における現状と今後の方針

1. 県内の現状
2. 本県における課題
3. 基本目標

第3章 取組の方向

1. 女性の人権を尊重する意識づくり
 - (1) 教育・啓発の充実
 - (2) 市町村における施策の促進
2. 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援
 - (1) 相談支援体制の充実
 - (2) 一時保護体制の充実
 - (3) 生活支援・自立支援
 - (4) 同伴児童等への支援
3. 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実
 - (1) 支援体制の充実
 - (2) 関係機関との連携強化
 - (3) 民間団体との連携強化

第4章 参考資料

.....

1. 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」（以下、「困難女性支援法」という。）が成立しました。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）」（以下、「基本方針」という。）が公示されました。

この計画は、法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、困難女性支援法第8条第1項に基づき策定する県の基本計画です。

本計画は、「和歌山県長期総合計画」や「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」、「和歌山県男女共同参画基本計画」との整合性を図った計画とします。

(3) 計画の期間・見直し

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、困難女性支援法の改正や基本方針の改定、本県施策の実施状況等を勘案し、必要に応じて見直すものとします。

2. 計画の対象

本計画における「困難な問題を抱える女性」とは、困難女性支援法に定義される、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性をいい、現に問題を抱えている者のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある者を含んでいます。

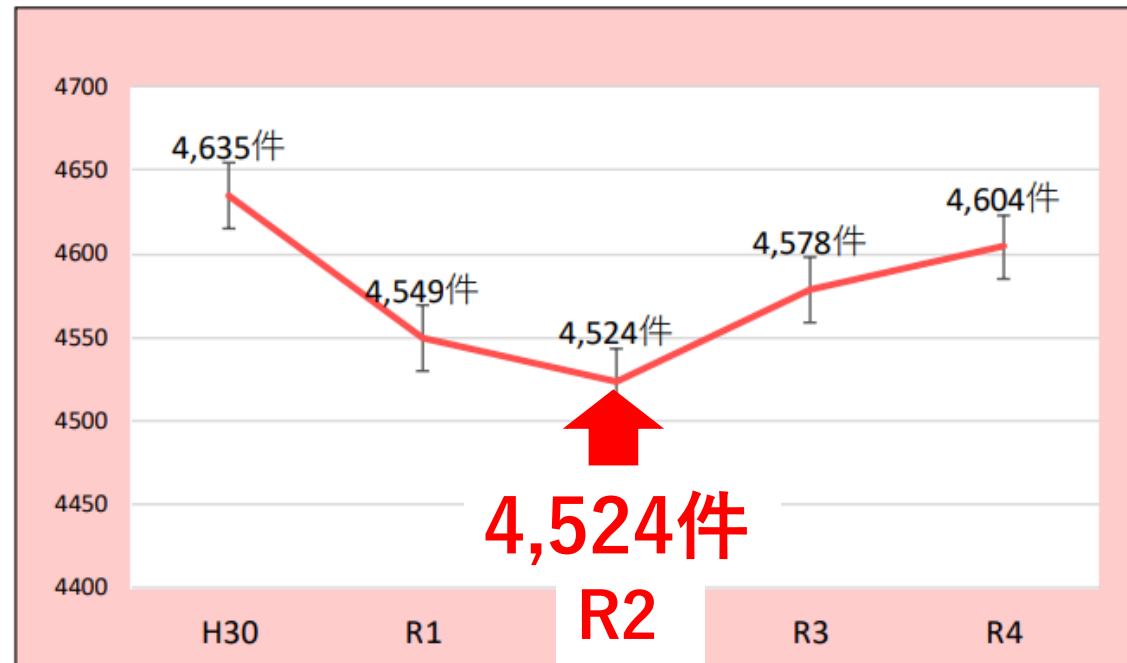
また、法では、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となります。

1. 県内の現状

- 県内には女性相談支援センター（旧女性相談所）が、1か所あります。
女性相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第3条第1項の規定により、配偶者暴力相談支援センターとしての役割も担っています。
- 女性相談支援員として、女性相談支援センターに7名、各振興局健康福祉部（串本支所含み）8か所に1名ずつ、中核市である和歌山市に2名、配置されています。
- 女性相談支援センターの他、県の相談支援機関として、性暴力救援センター和歌山「わかやまマイン」や、ジェンダー平等推進センター「りいぶる」があります。

県の女性相談支援員が受けた相談の状況

■ 女性からの相談のべ件数（過去5年間の推移）



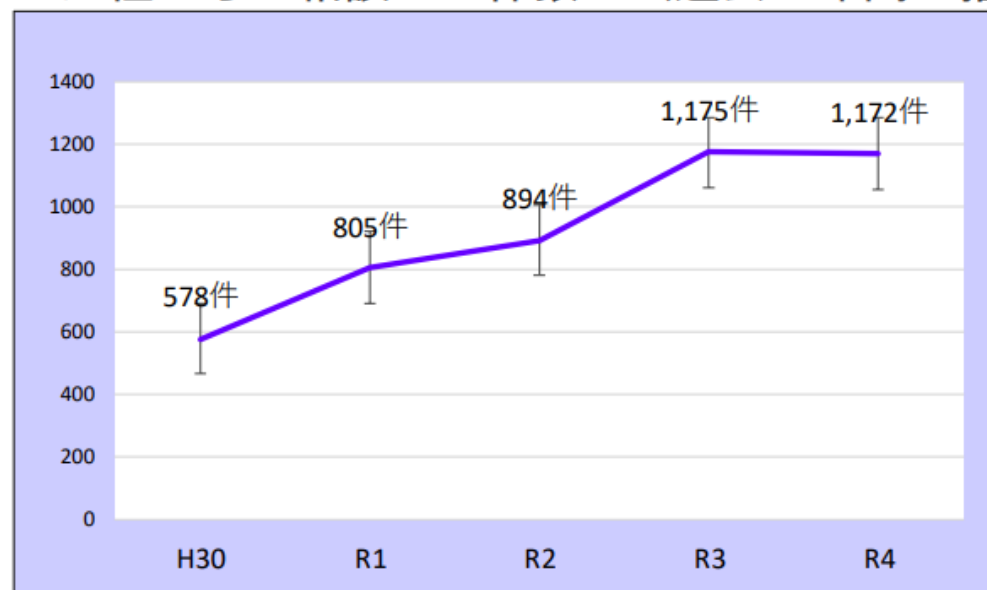
<内訳>

	H30	R1	R2	R3	R4
来所等相談	373	306	260	305	306
電話相談	4,251	4,242	4,263	4,271	4,289
出張相談等	11	1	1	2	9

性暴力救援センター和歌山「わかやまマイン」の相談の状況

- 性暴力被害に関する相談に支援員が対応し、カウンセリングや法律相談等、必要な支援を提供できる関係機関・団体につなぎ、連携して支援を行っています。

■ 女性からの相談のべ件数（過去5年間の推移）



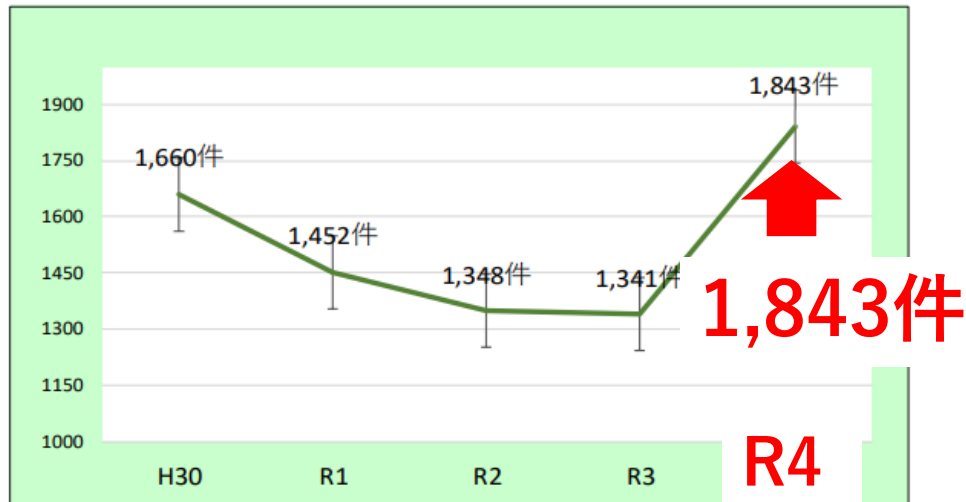
<内訳>

	H30	R1	R2	R3	R4
来所等相談	200	207	164	235	289
電話相談	378	598	730	940	883

ジェンダー平等推進センター「りいぶる」の相談の状況

- ジェンダー平等の推進に資するため、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）を含む、自分らしく生きるうえで妨げとなる様々な悩みや問題について相談に応じています。令和4年度の相談件数は、継続相談者を含め、のべ1,843件（前年度比で37.4%増）となっています。

■ 相談のべ件数（過去5年間の推移）



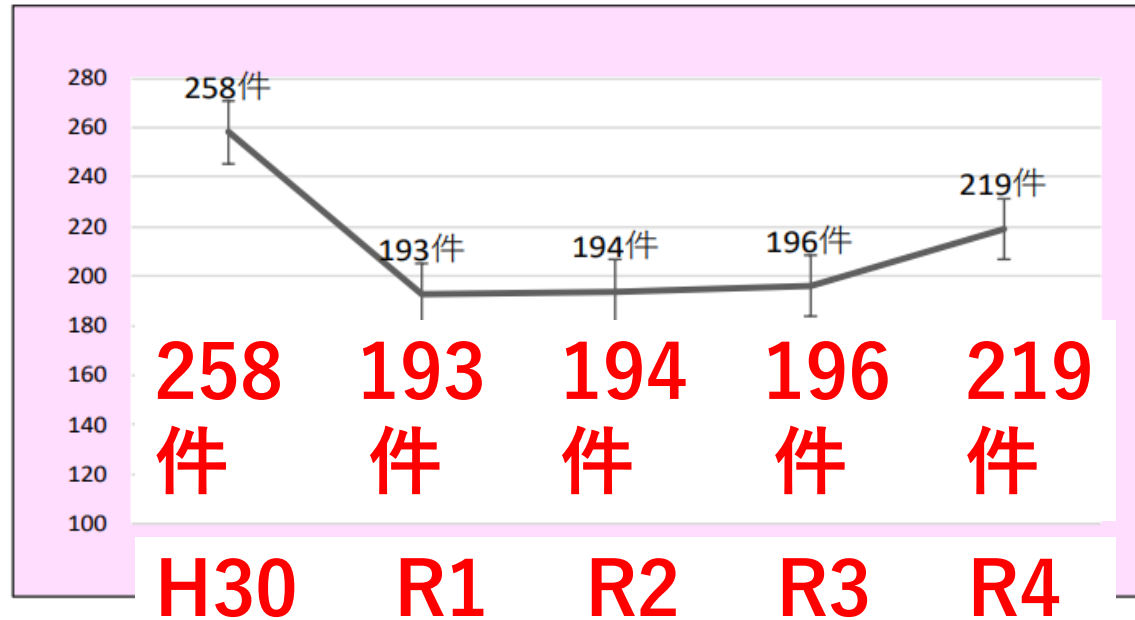
<内訳>

	H30	R1	R2	R3	R4
来所相談	121	112	103	79	85
電話相談	1,539	1,340	1,245	1,262	1,758
計	1,660	1,452	1,348	1,341	1,843
（うちDV相談）	88	75	71	87	75

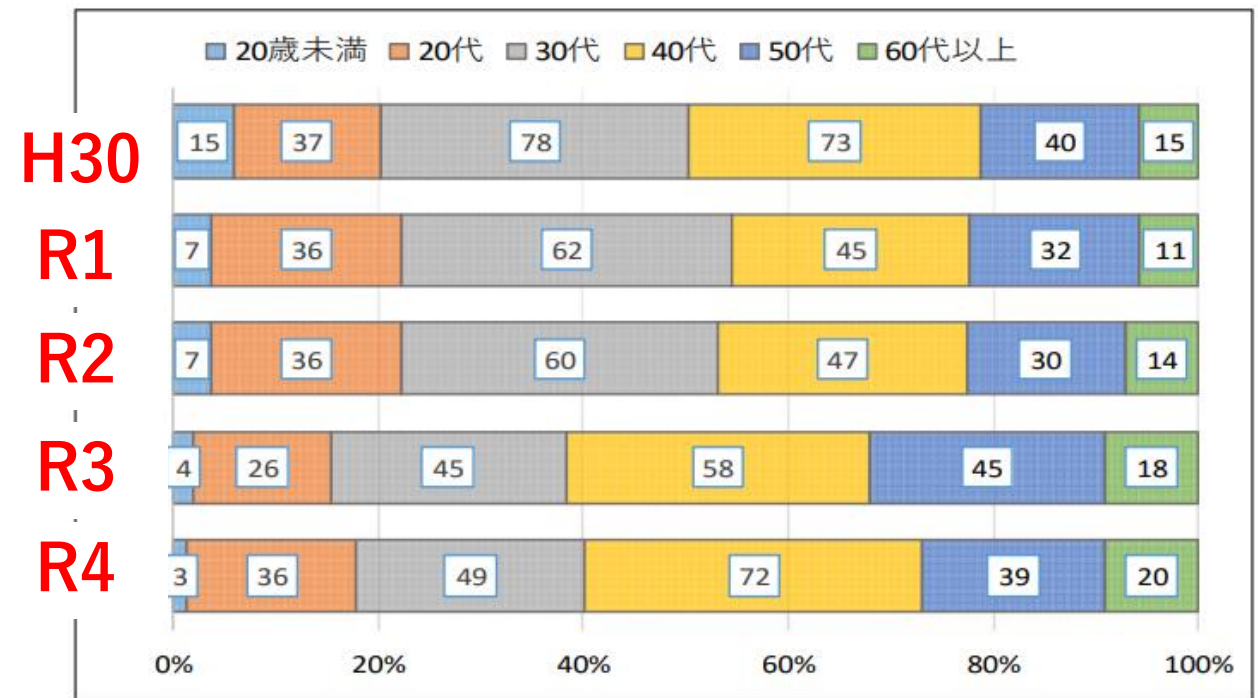
※専門相談（法律相談・カウンセリング・男性相談・LGBTQ相談）を含む。

女性性相談支援センターの利用者の状況

■ 来所相談の相談実件数（過去5年間の推移）



■ 来所相談の相談実件数【年代別】（過去5年間の推移）

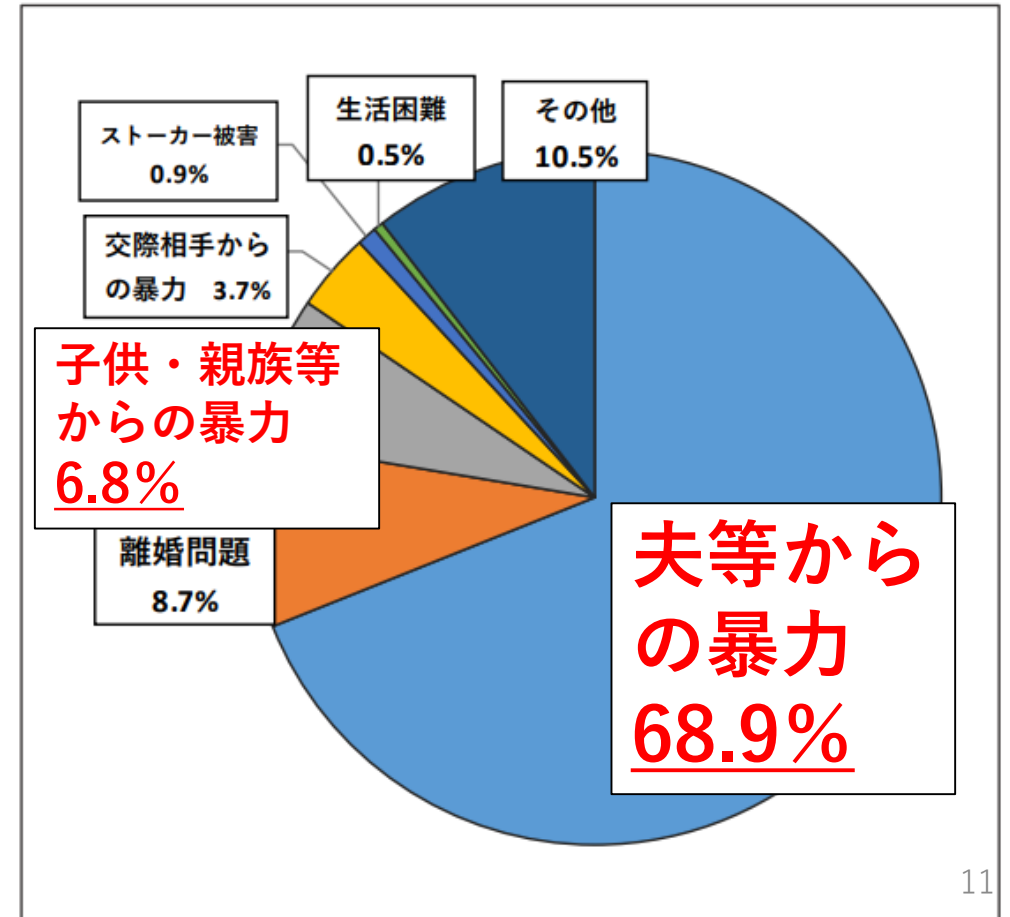
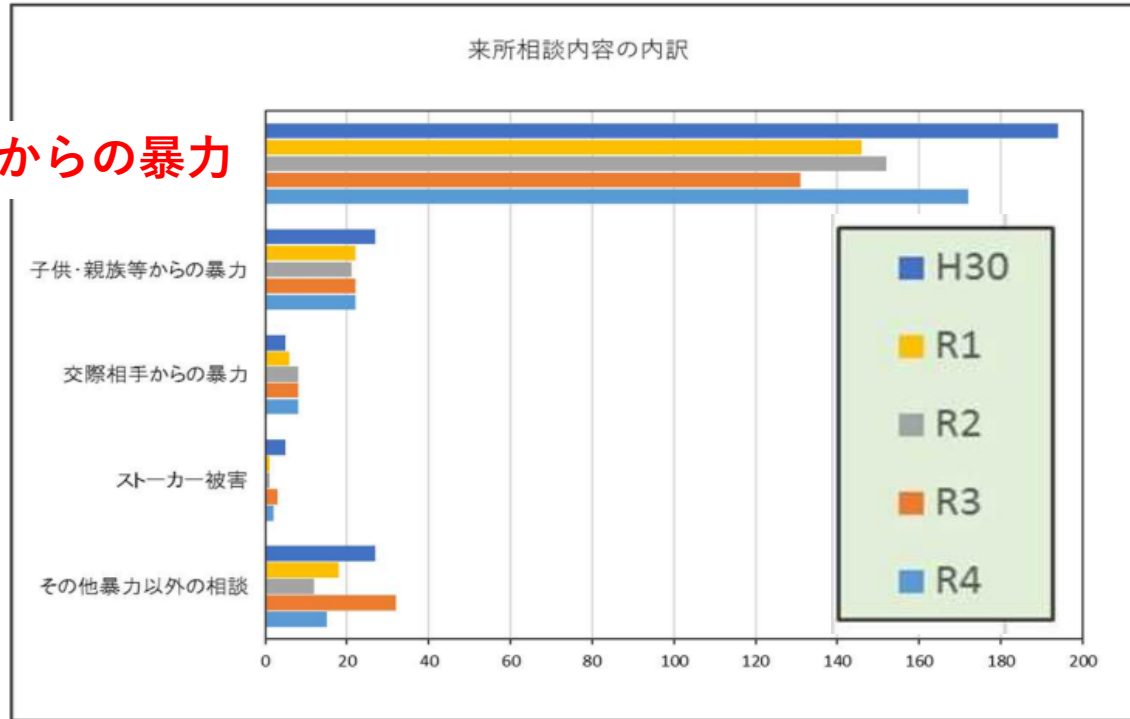


女性性相談支援センターの利用者の状況

■ 来所相談の相談実件数【相談理由別】（過去5年間の推移）

<令和4年度の来所相談件数【相談理由別内訳】>

夫等からの暴力



一時保護の状況

■ 一時保護された女性の実人員【事由別】（過去5年間の推移）

<本人>

(人)

	配偶者等 からの暴力	配偶者以外 からの暴力	生活困難等	人間関係	ストーカー 被害	売春関係 要保護者	帰宅先なし	合計
H30	76	15	5	9	3	0	0	108
R1	41	9	7	3	0	0	2	62
R2	38	6	4	1	0	1	5	55
R3	43	10	1	2	1	1	10	68
R4	46	5	0	4	1	0	9	65
平均件数	49	9	4	4	1	1	6	72
(割合)	(68%)	(13%)	(6%)	(6%)	(1%)	(1%)	(8%)	

2. 本県における課題

■ 支援対象者への広報・啓発

来所相談に来る女性のほとんどが30歳以上の女性となっており、10代から20代の若年層の女性に対して、十分な広報周知ができていない可能性があります。

■ 施設退所後のアフターケア

一時保護所や女性自立支援施設の退所者について、退所後の生活状況の把握ができていないため、民間団体等の関係機関と連携しながら、退所後のアフターケアを適切に行うことができる体制を作ることが課題と考えられます。

■ 民間団体との連携

県内には困難を抱える女性の支援を行う民間団体の数が少ないため、児童虐待やDV被害者支援等の近接領域において活動している民間団体と協働し、相談者に応じたより細やかな対応が可能となるような支援を進めるとともに、民間団体の立ち上げ支援を行う必要があります。

3. 基本目標

本計画の目指すべき方向を

「困難な問題を抱える女性が安心し、自立して暮らせる社会の実現」

と定め、その実現に向けたより具体的な次の基本目標を設定し、
個々の課題に取り組むこととします。

基本目標1 女性の人権を尊重する意識づくり

…周知・広報・啓発

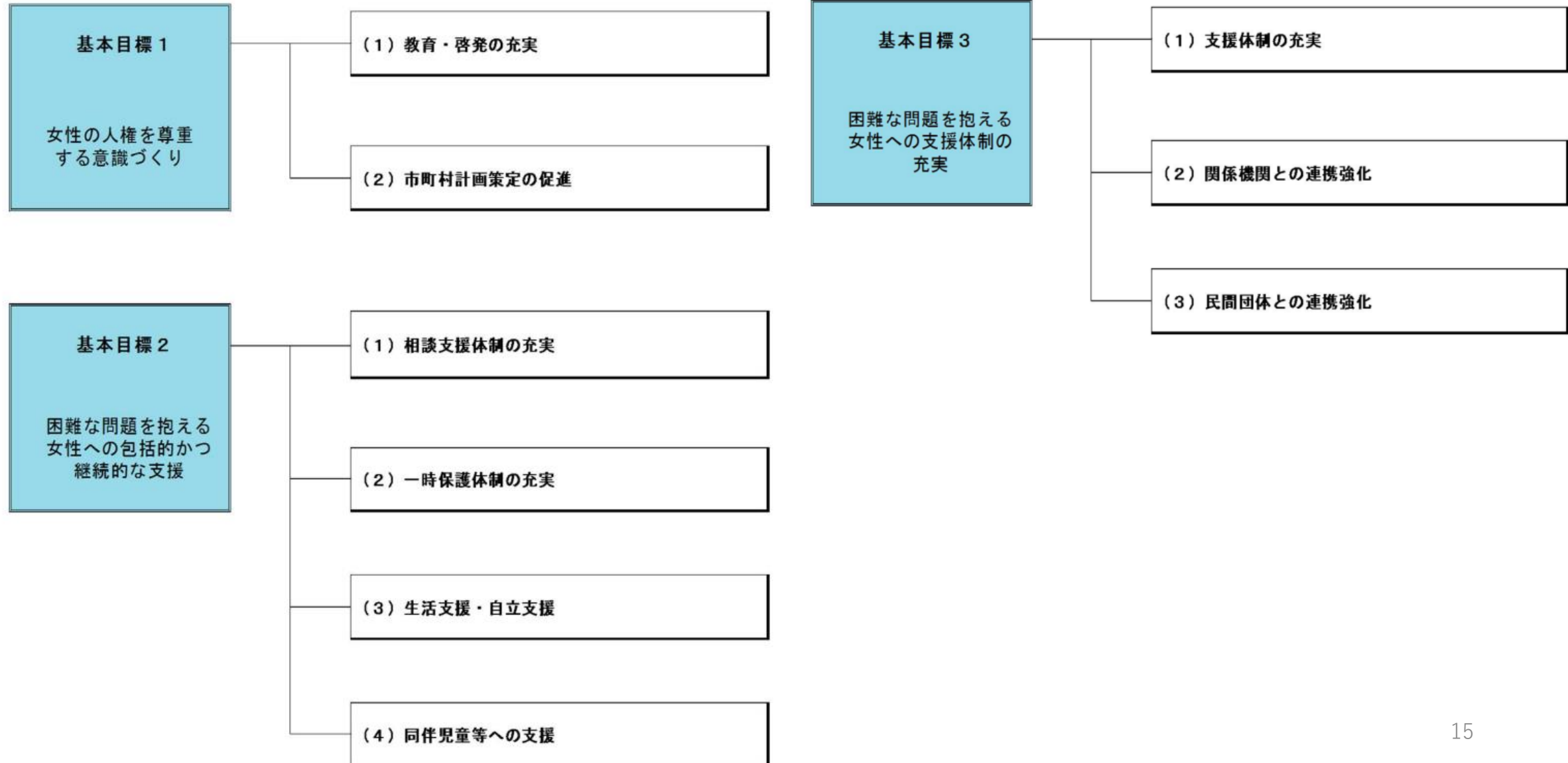
基本目標2 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

…支援の充実・自立支援

基本目標3 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

…体制の整備（人材育成、民間団体との連携等）

施策体系



1. 女性の人権を尊重する意識づくり

(1) 教育・啓発の充実

自己がかげがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができる等といった意識の醸成を図るため、関係機関と連携し、性暴力被害防止や女性支援施策に関する教育・啓発、広報を実施します。

施策体系

基本目標 1

女性の人権を尊重
する意識づくり

(1) 教育・啓発の充実

(2) 市町村計画策定の促進

基本目標 2

困難な問題を抱える
女性への包括的かつ
継続的な支援

(1) 相談支援体制の充実

(2) 一時保護体制の充実

(3) 生活支援・自立支援

(4) 同伴児童等への支援

基本目標 3

困難な問題を抱える
女性への支援体制の
充実

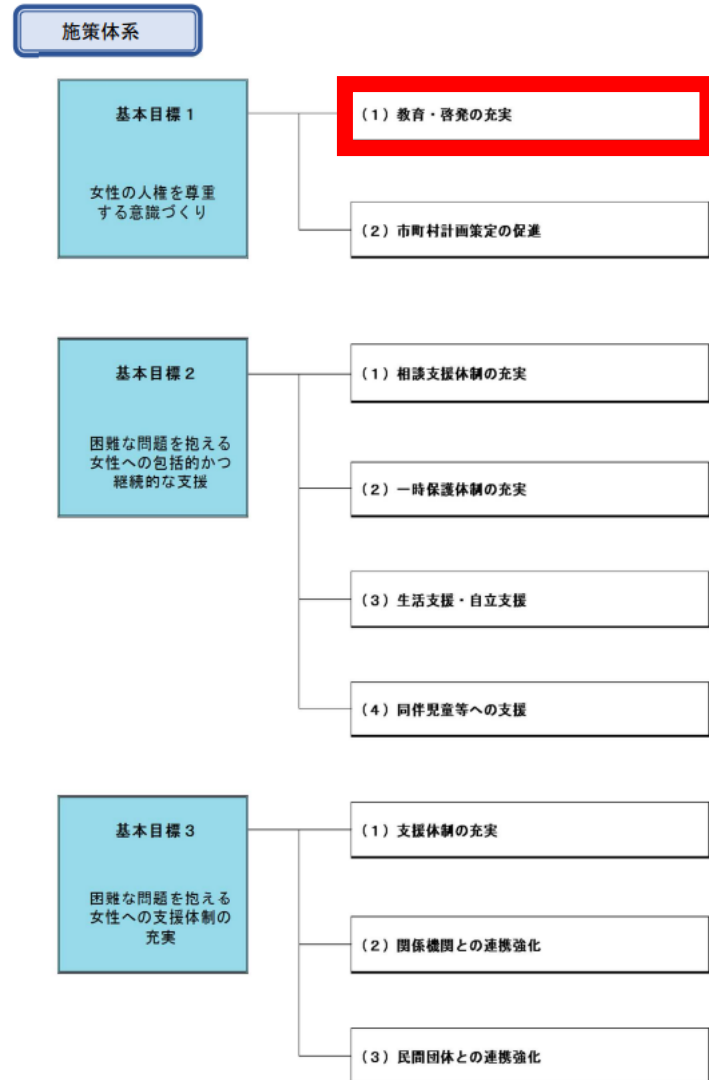
(1) 支援体制の充実

(2) 関係機関との連携強化

(3) 民間団体との連携強化

1. 女性の人権を尊重する意識づくり

- 多様な生き方支援課、ジェンダー平等推進センターにおいては、女性に対するあらゆる暴力の根絶や、固定的な性別役割分担意識の解消のための教育・啓発を推進します。
- 広報紙やホームページ等により、女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策等の周知を図ります。
また、市町村に対しても同様に、啓発が行われるよう働きかけます。
- 幼児教育施設においては、こどもの発達段階に応じた人権を大切にする心を育む教育・保育を推進します。
- 学校においては、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育や男女平等の理念に基づく教育等により、児童生徒が性別にとらわれることなく互いを尊重し、自らの意思で行動できる力を育む教育を推進します。
- 日本語の理解が十分に出来ない外国人に対しては、外国語パンフレットにより相談窓口等の情報を提供します。
- 高齢者や障害のある人にも適切に情報が提供できるよう、関係機関等に協力を依頼します。



1. 女性の人権を尊重する意識づくり

(2) 市町村における施策の促進

市町村は、最も身近な行政主体として、相談の受付や地域における継続的な自立支援等について重要な役割を担っています。

県は、市町村が住民のニーズに対応した女性支援の施策を円滑に実施できるよう、情報提供や関係機関との連携を行います。

- 地域の実情に合わせた市町村基本計画が策定されるよう働きかけを行い、市町村事業の効果的な実施による支援の充実につなげます。



2. 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

(1) 相談支援体制の充実

困難な問題を抱える女性の背景には、様々な問題が複雑に絡み合っている場合が多く、年齢や障害の有無、国籍等を問わずに支援の対象となりうることから、あらゆる人権に配慮したうえで、本人に寄り添い、必要な支援につなぐことができる体制の整備が必要です。

また、住民にとって身近な市町村においても、同様に被害者の相談に応じることができる体制づくりが求められています。



2. 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

- 女性相談支援センターは相談機関の中核として、県内の女性相談支援員や性暴力救援センター和歌山「わかやまマイン」等と連携し、相談支援を実施します。
また、外国人や障害のある方については必要に応じて通訳等を確保して対応し、性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して可能な支援を検討します。
- 性的暴力等の相談があった際には、緊急医療等の対応が必要となる場合があるため、性暴力救援センター和歌山「わかやまマイン」や警察等の関係機関と緊密に連携し、対応します。
- ジェンダー平等推進センターにおいては、男女共同参画相談員による総合相談、女性弁護士による法律相談、女性カウンセラーによるカウンセリング、専門の相談員によるLGBTQ相談を実施し、必要に応じて女性相談支援センターや関係機関等に引き継ぎのうえ、連携して対応します。
- 市町村における相談窓口や情報提供窓口の設置を促進し、地域の実情に応じて女性相談支援センターとしての機能の確保が図られるよう働きかけるとともに、必要な支援を行います。

施策体系



2. 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

(2) 一時保護体制の充実

困難な問題を抱える女性の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあるときなどに、安全を確保し、心身を休め、自立に向けた準備をするために、本人の意思に基づき、一時保護を実施します。

- 女性相談支援センターが一時保護を実施しますが、被害者の状況を考慮して、民間施設への一時保護委託や県域を越えた一時保護にも対応します。
また、居場所がない等の様々な理由により、中長期的な支援が必要となる場合は、女性自立支援施設への入所決定等も実施します。
- DV被害者など秘匿性を担保する必要がある女性、通学・通勤等の社会生活を確保することが優先される女性等、支援を必要とする女性それぞれの状況に応じた一時保護又は一時保護委託先の確保に努めます。
- 同伴児や支援対象者本人が未成年者であった場合、児童相談所等と連携し、支援を実施します。

施策体系

基本目標 1

女性の人権を尊重
する意識づくり

(1) 教育・啓発の充実

(2) 市町村計画策定の促進

基本目標 2

困難な問題を抱える
女性への包括的かつ
継続的な支援

(1) 相談支援体制の充実

(2) 一時保護体制の充実

(3) 生活支援・自立支援

(4) 同伴児童等への支援

基本目標 3

困難な問題を抱える
女性への支援体制の
充実

(1) 支援体制の充実

(2) 関係機関との連携強化

(3) 民間団体との連携強化

2. 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

- 心理療法担当職員の配置等により、被害者や同伴児の心のケアを実施できる体制を整備します。
- 支援対象者が関係機関等への相談や手続きが必要となった場合には、職員が同行して、安全の確保を図ります。
- 外国人の方で在留資格等の手続きが必要な場合には、入国管理局に対して、相談者の状況を考慮した対応について協力を求めます。
- 支援対象者の個人情報の取り扱いについては、個人のプライバシーを尊重したうえで万全を期するものとし、連携・協力する関係機関等への情報管理の徹底を求めます。

施策体系

基本目標 1

女性の人権を尊重
する意識づくり

(1) 教育・啓発の充実

(2) 市町村計画策定の促進

基本目標 2

困難な問題を抱える
女性への包括的かつ
継続的な支援

(1) 相談支援体制の充実

(2) 一時保護体制の充実

(3) 生活支援・自立支援

(4) 同伴児童等への支援

基本目標 3

困難な問題を抱える
女性への支援体制の
充実

(1) 支援体制の充実

(2) 関係機関との連携強化

(3) 民間団体との連携強化

2. 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

(3) 生活支援・自立支援

支援対象者の自立とは、経済的な自立のみではなく、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含み、「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要な要素とされています。支援対象者が自己決定できるよう、対象者に寄り添い、十分な情報提供や支援を実施します。

- 女性相談支援センターにおいて、支援対象者の自立を促進するため、一時保護委託先や女性自立支援施設と連携しながら、次のような生活・自立支援を実施します。

① 被害回復にかかる支援

心理療法担当職員の配置等により、性暴力等や配偶者等からの暴力被害を受けていた被害者や同伴児の心のケアを実施します。

② 医療保険等の手続き支援

医療保険や年金等の手続きについて助言し、必要に応じて関係機関等への同行支援を行います。



2. 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

③ 経済的な支援

生活保護制度や児童手当、児童扶養手当等の福祉制度の利用について助言し、必要に応じて福祉事務所等関係機関等に引き継ぎを行います。

④ 住宅の支援

住居が確保できるまで、相談者の希望に応じて、住居探しから入居まで同行等の支援をします。保証人が確保できない場合は、民間の家賃債務保証会社等の利用について助言します。

⑤ 就業の支援

職業訓練や職場適応訓練等について、ハローワーク等と連携して対応します。

⑥ 子育て支援

こどもを預ける必要がある支援対象者に対しては、保育所やショートステイ等の子育て支援事業の活用について助言し、必要に応じて市町村等に引き継ぎを行います。

⑦ その他の支援

離婚手続に関する助言や弁護士による法律相談窓口の紹介等を行います。

また、支援対象者の状況に応じて関係機関と連携しながら、施設の退所後においても安定して自立した生活が営めるよう、繋がり続けるアフターケアの実施を検討します。



2. 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

(4) 同伴児童等への支援

DV等の被害を受けた場合、こどもに感情や感覚の調整ができない等の症状が残ることがあり、場合によっては被害者とこどもを分離して、こどもの心のケアを行うことがあります。

また、こどもに対し、保育の機会や教育の場が確保されるよう対策を講じることが必要です。

- 同伴家族に児童がいる場合、児童相談所や市町村の児童福祉主管課、教育機関等と連携し、対応します。

また、児童相談所をはじめ学校、保育所、幼稚園等こどもに関わる機関は、こどもの心のケアについて連携して支援します。

- 住民票の登録がなされていない場合でも、保育所や母子保健サービス等の子育て支援事業が受けられることについて助言し、必要に応じて市町村等に引き継ぎを行います。

- 転校等が必要な場合には、教育委員会等に協力を求めます。

また、教育委員会等に対しては、支援対象者等の情報管理の徹底を求めます。

施策体系



3. 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

(1) 支援体制の充実

支援対象者へ適切な支援を実施するために、支援にかかわる関係機関・団体の職員に対して、専門的知識の習得や資質の向上を図る必要があります。

また、相談支援員は支援対象者の立場に寄り添い、関係機関と連絡調整を行いながら必要な支援を行う重要な役割であるため、支援のための能力向上に努めるとともに、相談支援員自身のケア等、その業務をサポートする体制の整備が必要です。

- 特に支援の中核機関となる、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設においては日常的に連携し、包括的・継続的な支援体制を充実させます。
- 女性相談支援センターは、これまで蓄積したノウハウを活用し、女性相談支援員や市町村の相談窓口担当職員、関係機関等に対して実践的な研修を実施し、地域における支援者の育成に努めるとともに、相談対応能力の向上を支援します。

施策体系

基本目標 1

女性の人権を尊重
する意識づくり

(1) 教育・啓発の充実

(2) 市町村計画策定の促進

基本目標 2

困難な問題を抱える
女性への包括的かつ
継続的な支援

(1) 相談支援体制の充実

(2) 一時保護体制の充実

(3) 生活支援・自立支援

(4) 同伴児童等への支援

基本目標 3

困難な問題を抱える
女性への支援体制の
充実

(1) 支援体制の充実

(2) 関係機関との連携強化

(3) 民間団体との連携強化

3. 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

- 相談支援員自身が数多くの相談を受けるうち、心理的負担により落ち込んでしまったり、無気力状態になるなど否定的な心理状態に陥ったりすることがあるため、相談支援員の様子の変化に十分配慮し、心理療法担当職員によるカウンセリングを実施したり、必要に応じて専門医の受診につなげる等早期発見、早期対応に努めます。



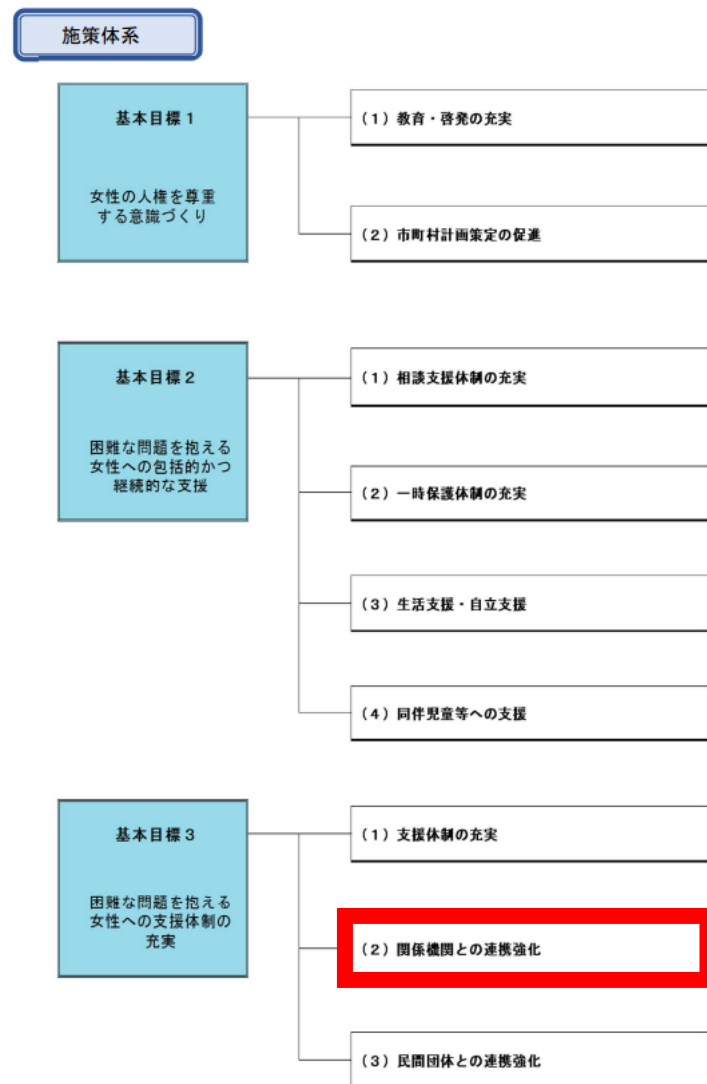
3. 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

(2) 関係機関との連携強化

女性支援の実施については、多岐にわたる支援が必要となる場合も多くあり、支援対象者本人を中心に、すべての関係機関等が連携・協働することが重要です。

また、相談・保護・自立支援の各段階において、関係機関等が各々の役割を認識して、必要な支援を的確に行うためには、日頃から情報交換や、女性支援に関する協議を行う場が必要となります。

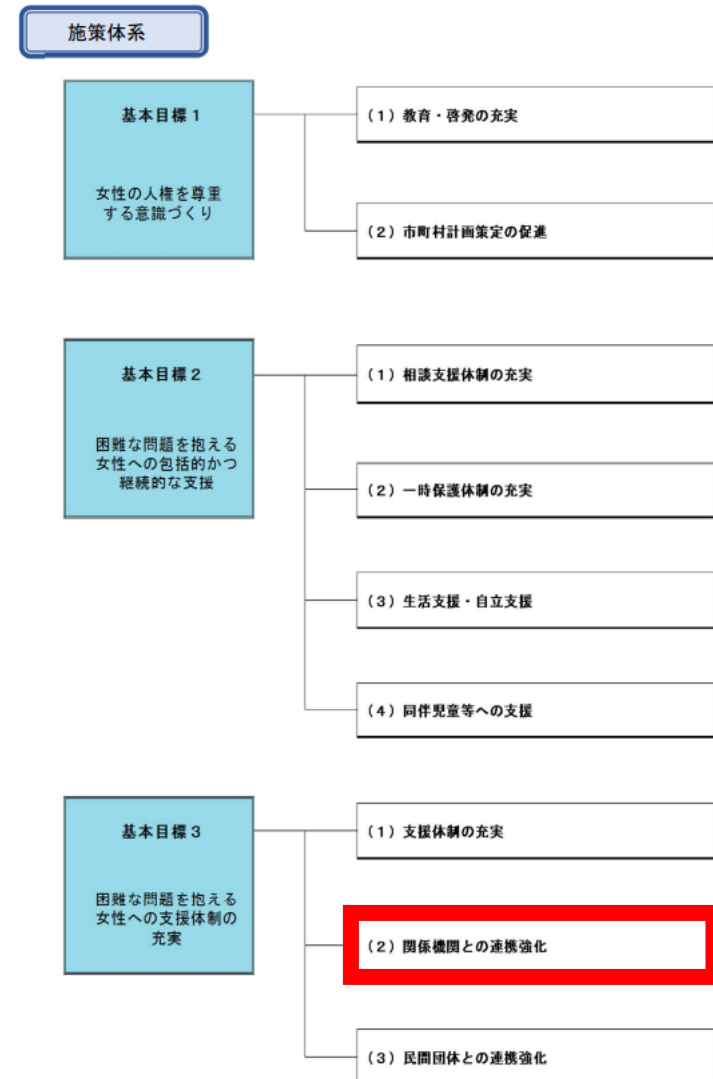
- 女性支援は様々な分野に関係するため、男女共同参画や児童福祉等に関わる職員に対しても情報共有等を行うなど、女性支援に関連する部局間における理解を促進させます。
- 女性相談支援センターや児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、性暴力救援センター和歌山「わかやまマイン」等関係機関により構成される会議体（DV被害者支援ネットワーク会議（全体会・振興局単位の会議））を支援調整会議として活用し、支援対象者が適切な支援を受けられる体制を整備します。



3. 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

- 既存の関係団体ネットワークを通じて関係機関等の相互の連携強化を図り、研修等を通じた情報共有等により、女性支援にかかる理解や認識を深めます。

共有される情報内に個人情報が含まれている場合、個人情報の保護に関する法律等関係法に基づき適切に取り扱います。



3. 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

(3) 民間団体との連携強化

民間団体や被害者支援団体の中には、相談や保護等の支援についてノウハウや経験が豊富にある場合があります。行政だけで被害者の支援を行うには限界があり、このような民間団体等と連携することで、よりきめ細かな支援の実施が期待されます。

- 民間団体等との連携を図りながら、より効果的に啓発活動や自立支援等を実施するとともに、支援対象者が早期に相談につながるための取り組みや、行政機関に相談することのハードルが高いため相談窓口にとどり着けない女性、支援を受けられることに気づかない女性等がいることに配慮した居場所の提供等に関する取り組みについて、実施を検討します。
- 近接分野において活動している団体等への情報提供等により、事業実施への協力を働きかけ、各地域における支援の実質的な担い手となるような、女性支援を行う意向のある民間団体の立ち上げ支援や、運営・人材育成の支援について、検討します。

施策体系

